

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第13号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
(分類) 第5条 (略) 2 物品管理職員は、その管理する物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして分類換え（物品をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ。）をすることができる。 (1) 分類換えをする物品の分類、品目、規格、数量、 <u>単価及び分類換えをした後の分類</u> (2) (略) (物品出納員の設置及び任命) 第8条 (略) 2～5 (略) <u>6 第1項から第4項までの規定により物品出納員に充てられ、又は任命された者で、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第172条第1項に規定する職員でないものは、当該物品出納員に充てられ、又は任命されている間、法第172条第1項に規定する職員に併任されたものとする。</u> (物品補助会計職員の設置及び任命) 第9条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により物品補助会計職員に充てられた者で、法第172条第1項に規定する職員でないものは、当該物品補助会計職員に充てられている間、法第172条第1項に規定する職員に併任されたものとする。</u> (貸付けの原則及び手続) 第18条 (略) 2 物品管理職員は、貸付けを目的とするもの以外の物品を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして物品出納員に協議しなければならない。この場合において、貸し付けようとする物品の価格が200万円以上で、かつ、貸付期間が30日を超える場合には、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。 (1) 貸し付けようとする物品の分類、品目、規格、	(分類) 第5条 (略) 2 物品管理職員は、その管理する物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして分類換え（物品をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ。）をすることができる。 (1) 分類換えをする物品の分類、品目、規格、数量、 <u>価格及び分類換えをした後の分類</u> (2) (略) (物品出納員の設置及び任命) 第8条 (略) 2～5 (略) (物品補助会計職員の設置及び任命) 第9条 (略) 2 (略) (貸付けの原則及び手続) 第18条 (略) 2 物品管理職員は、貸付けを目的とするもの以外の物品を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして物品出納員に協議しなければならない。この場合において、貸し付けようとする物品の価格が200万円以上で、かつ、貸付期間が30日を超える場合には、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。 (1) 貸し付けようとする物品の分類、品目、規格、

数量及び単価

(2)～(5) (略)

3～5 (略)

(不用の決定等)

第29条 物品管理職員は、供用する必要がない物品又は供用することができない物品を処分しようとするとき（売払いを目的とするものを売り払う場合を除く。）は、次に掲げる事項を明らかにして不用の決定をしなければならない。ただし、新潟県被服貸与規程（昭和28年12月新潟県訓令第39号）による被服にあつては貸与期間が満了したときをもつて、物品の借上げに係る契約において借上げの期間が定められている当該物品にあつては当該借上げの期間が満了したときをもつて、贈与するものにあつては当該物品の取得の際にその旨を明らかにすることをもつて、それぞれ不用の決定を行ったものとみなす。

(1) 不用の決定をする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び単価

(2) (略)

2～4 (略)

(譲与又は減額譲渡の手続)

第30条の2 物品管理職員は、財産条例第7条の規定により物品の譲与又は減額譲渡をしようとするときは、次の事項を明らかにしなければならない。この場合において、譲与又は減額譲渡しようとする物品の価格が200万円以上のときは、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。

(1) 譲与又は減額譲渡しようとする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び取得単価

(2)・(3) (略)

2 (略)

(重要物品現在高報告書)

第37条 物品出納員は、その所属する課又は事務所に属する物品のうち、次に掲げるものの毎会計年度末における現在高について重要物品現在高報告書を作成し、翌年度の5月11日までに会計管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の物品以外の物品（物品分類基準で定める備品類及び動物類に限る。）で単価（取得単価をいう。ただし、取得単価がない場合又は取得単価が明らかでない場合は、見積単価とする。）が200万円以上のもの

(帳簿記載の単価)

第43条 第39条及び第40条に規定する帳簿に記載すべき物品の単価は、当該物品の取得単価とし、取

数量及び価格

(2)～(5) (略)

3～5 (略)

(不用の決定等)

第29条 物品管理職員は、供用する必要がない物品又は供用することができない物品を処分しようとするとき（売払いを目的とするものを売り払う場合を除く。）は、次に掲げる事項を明らかにして不用の決定をしなければならない。ただし、新潟県被服貸与規程（昭和28年12月新潟県訓令第39号）による被服にあつては貸与期間が満了したときをもつて、物品の借上げに係る契約において借上げの期間が定められている当該物品にあつては当該借上げの期間が満了したときをもつて、贈与するものにあつては当該物品の取得の際にその旨を明らかにすることをもつて、それぞれ不用の決定を行ったものとみなす。

(1) 不用の決定をする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び価格

(2) (略)

2～4 (略)

(譲与又は減額譲渡の手続)

第30条の2 物品管理職員は、財産条例第7条の規定により物品の譲与又は減額譲渡をしようとするときは、次の事項を明らかにしなければならない。この場合において、譲与又は減額譲渡しようとする物品の価格が200万円以上のときは、あらかじめ所管の部局長の承認を受けなければならない。

(1) 譲与又は減額譲渡しようとする物品の分類、品目、規格、取得年月日、数量及び取得価格

(2)・(3) (略)

2 (略)

(重要物品現在高報告書)

第37条 物品出納員は、その所属する課又は事務所に属する物品のうち、次に掲げるものの毎会計年度末における現在高について重要物品現在高報告書を作成し、翌年度の5月11日までに会計管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の物品以外の物品（物品分類基準で定める備品類及び動物類に限る。）で価格（取得価格をいう。ただし、取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格とする。）が200万円以上のもの

(帳簿記載の価格)

第43条 第39条及び第40条に規定する帳簿に記載すべき物品の価格は、当該物品の取得価格とし、取

得単価がない場合又は取得単価が明らかでない場合には、見積単価とする。

得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。